

令和 8 年度飯島町地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務委託プロポーザル審査要領

1 目的

「令和 8 年度 飯島町地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、プロポーザル審査について、本要領を定める。

2 審査会の設置

「令和 8 年度 飯島町地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

3 審査会の構成

委員は、飯島町地域公共交通協議会幹事会規程第 3 条に規定する幹事会と同様とする。

4 審査方法

(1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 審査基準 下表のとおり

		評価項目	配点
1	業務遂行能力	業務執行体制	10
2		業務の実績	10
3		見積書	10
4		地域公共交通計画への理解度	10
5	提案内容	地域特性を踏まえた計画策定の考え方	10
6		業務スケジュール及び業務フロー	10
7		地域公共交通計画策定に向けた調査に関する取組	15
8		本計画の完成度を高めるための提案	15
9	プレゼンテーション	・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか ・質疑に対する的確な応答であるか	10
合計			100

(3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。

(4) 提案者の特定 「審査会評価点」の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。